

<p>評価した稼働能力を前提として、求職活動状況や就労の場を得ることができるかなどを調査する「稼働能力調査」</p> <p>④ 申請者に係る扶養義務者の存否を確認し、存在する場合は、その扶養義務者の職業、収入等扶養の可能性を調査する「扶養調査」</p> <p>また、生活保護行政適正運営手引において、保護の要否等を決定するに当たり、資産、能力等の活用や扶養義務者の扶養が十分でない申請者に対する調査指導を徹底し、保護の要否等の決定までに調査指導に未処理のないように留意することとしている。</p>	
<p>今回、調査対象とした 102 福祉事務所が平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に処理した約 25 万件の申請を対象に、申請処理状況やそれに伴う各種調査の実施状況を調査した結果、次のとおり、各種調査に長期を要する現状の下、各福祉事務所における申請処理に関する方針や各種調査の取扱いが区々になっており、実際の申請処理においても、迅速な保護又は不正受給の防止が十分確保されていない状況がみられた。</p>	表 3 - (2) - ③
<p>ア 保護申請に対する要請</p> <p>申請者が申請時に保有する手持ち金（預貯金を含む。）は、102 福祉事務所から任意に抽出した申請事案 470 件の平均が約 2 万 6,000 円である。このうち、手持ち金 1 万円未満の案件が 267 件（56.8%）みられ、国民の健康で文化的な最低限度の生活の保障のみならず、生命・健康の維持の観点からも迅速な申請処理が求められる状況にある。</p>	表 3 - (2) - ④
<p>一方、102 福祉事務所が平成 22 年度から 24 年度までの間に発覚した不正受給事案における不正受給期間についてみると、各年度とも不正受給事案の約 10%が、保護開始時から不正受給が行われているものとなっており、不正受給の未然防止の観点から、申請時における調査や指導が必ずしも的確に行われているとは言い難い状況にある。</p>	表 3 - (2) - ⑤
<p>イ 保護の要否等の決定に際し必要となる各種調査に要する日数</p> <p>福祉事務所が、保護の要否等を決定するに当たり行う各種調査のうち資産、収入調査や扶養調査などは、調査先（金融機関等や扶養義務者）の理解と協力がなければ、必要な情報の収集や意思の確認を早期に行うことが困難なものである。</p> <p>102 福祉事務所が平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に処理した申請事案から任意で 1,849 件を抽出し、資産、収入調査のうち主要な調査となっている金融機関への預貯金残高の調査及び生命保険会社への保険加入状況の調査について、照会から回答が揃うまで</p>	表 3 - (2) - ⑥

<p>の所要日数を調査した結果、i) 預貯金残高の調査については、同調査を実施している事案 1,662 件のうち 1,381 件 (83.1%)、ii) 生命保険の加入の有無の調査については、同調査を実施している事案 1,617 件のうち 1,390 件 (86.0%) が、14 日を超えており、申請後直ちに照会を実施したとしても、必要な調査・指導を終えた上で法定期限内に保護の要否等の決定を行うことが困難な現状となっている。</p>	
<p>また、扶養調査についても、同調査を実施している事案 1,259 件のうち 254 件 (20.2%) のものが、14 日を超えている。</p>	
<p>ウ 福祉事務所における法定期限の延長及び各種調査に関する方針</p>	
<p>上記イのとおり法定期限内に必要な調査を完了した上で保護の要否等を決定することが困難な状況である中、厚生労働省においては、これを踏まえた延長期限の適用の可否や各種調査に関する具体的な取扱いや対処方策等を示していない。このため、102 福祉事務所においては、</p>	<p>表 3 - (2) - ⑦</p>
<p>i) 迅速な保護を重視し、申請者側の事情がない限り、法定期限内に把握できた情報で処理するなどとする事務所が 19 事務所 (18.6%)、 ii) 法定期限内に処理するか延長するかケース・バイ・ケースであるとする事務所が 53 事務所 (52.0%)、 iii) 申請処理には多くの調査を必要とするため、申請処理期間を基本的に 30 日まで延長しているなどとする事務所が 26 事務所 (25.5%)</p>	
<p>みられるなど、法定期限に対する考え方や取扱方策が区々になっている。</p>	
<p>また、調査対象とした 33 都道府県等 (11 指定都市を含む。)、102 福祉事務所の中には、申請時における資産、収入調査、稼働能力調査又は扶養調査の実施について、保護の開始後に行えばよいなどとして消極的な方針を持つものがみられる。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑧</p>
<p>こうしたこともあり、102 福祉事務所における平成 24 年度の資産、収入調査の実施状況を都道府県単位でみると、調査の実施率 (保護申請件数に占める調査世帯数の割合) は、全国平均が 82.6%となっているが、100%台のものから 50%台のものまでである。また、調査世帯 1 世帯当たりの官公署や金融機関等に対する調査件数は、全体平均が 28 件となっているが、50 件近いものから 10 件台のものまである。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑨</p>
<p>エ 申請事案の処理状況</p>	
<p>102 福祉事務所における申請事案の処理状況をみると、次のとお</p>	

<p>り、要保護者に対する迅速な保護と不正受給の防止の観点から問題がある状況にある。</p>	
<p>(7) 要保護者に対する迅速な保護の観点から問題がある状況</p> <p>102 福祉事務所における平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間の申請事案 15 万 871 件のうち申請処理期間が把握できた 12 万 6,395 件（延べ 269 事務所）についてみると、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 法定期限を超えて処理されていた事案が 4 万 5,435 件（12 万 6,395 件の 35.9%）、 ii) 延長期限を超えて処理されていた事案が 2,309 件（12 万 6,395 件の 1.8%） <p>である。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑩</p>
<p>また、102 福祉事務所における平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間の申請事案のうち、延長期限の 30 日を超えて処理されていた事案 504 件について任意に抽出し調査したところ、主な理由は、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 資産、収入調査の遅延を理由とするものが 46 事務所で 146 件、 ii) 稼働能力調査の長期化を理由とするものが 8 事務所で 22 件、 iii) 扶養調査の遅延を理由とするものが 19 事務所で 37 件 <p>である。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑪</p>
<p>なお、法定期限内に処理しなかった事案の中には、法定期限を延長した理由を保護の要否等決定通知書に記載していないものもある。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑫</p>
<p>(4) 不正受給の防止の観点から問題がある状況</p> <p>不正受給事案は、稼働収入、年金、保険金等の無申告・過少申告が大半を占めるものとなっている。申請時にその確認を行うための主要な方法である預貯金調査及び生命保険調査の実施状況を、上記イの申請事案 1,849 件についてみると、照会した各機関からの回答が揃わないまま保護の要否等を決定している事案が、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 預貯金調査については、同調査を実施している申請事案 1,662 件中 1,030 件（62.0%）、 ii) 生命保険調査については、同調査を実施している申請事案 1,617 件中 1,255 件（77.6%）となっている。 <p>また、これらの中には、金融機関等への照会自体を保護の要否等決定後に実施している事案が、預貯金調査について 71 件（4.3%）、生命保険調査について 66 件（4.1%）となっている。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑬ （再掲）</p>

【所見】

したがって、厚生労働省は、保護申請時に係る要保護者の迅速な保護及び不正受給の未然防止を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 保護申請の処理について、毎年度の監査等を通じて、申請処理及び各種調査の実態を把握した上で、法定期限内に申請処理がなされていない事案及び各種調査の結果が確認されないまま保護の要否決定が行われている事案の発生状況及びその発生理由・原因を把握・分析すること。

また、その結果を踏まえ、

i) 保護の実施機関に対し、保護申請の適切な処理について指導及び助言するとともに、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること、

ii) 迅速かつ的確な申請処理及び各種調査の実施に関する方策を検討し、必要な措置を講ずること。

② 資産収入調査について、福祉事務所における迅速かつ的確な保護申請の処理に資するよう、金融機関等に対して必要な協力要請を行うこと。

表 3 - (2) - ① 保護申請に係る生活保護法の規定

	改正後	改正前
申請 処 理 に 係 る 規 定	<p>(申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第二十四条 <u>保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 ～五 (略)</p> <p>2 <u>前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p> <p>4 <u>前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。</u></p> <p>5 <u>第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。</u></p> <p>6 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。</p>	<p>(申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第二十四条</p> <p>保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p> <p>2 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。</p> <p>3 第一項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。</p> <p>4 保護の申請をしてから三十日以内に第一項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。</p>

<p>調査に係る規定</p>	<p>(資料の提供等)</p> <p>第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は <u>第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の 雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。</u></p> <p>一 <u>要保護者又は被保護者であつた者</u> 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)</p> <p>二 <u>前号に掲げる者の扶養義務者</u> 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)</p> <p>2 <u>別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。</u></p>	<p>(調査の囑託及び報告の請求)</p> <p>第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。</p>
----------------	---	--

(注) 下線は平成 25 年 12 月の改正事項である。

表3-1(2)-② 申請時に係る各種調査の実施方法等

<p>生活保護法による保護の実施要領 について (昭和36年4月1日付け厚生省発社 第123号 厚生事務次官通知)</p>	<p>生活保護法による保護の実施要領 について (昭和38年4月1日付け社発第246 号厚生省社会局長通知)</p>	<p>生活保護の適正実施の推進につい て(昭和56年11月17日付け社保第 123号厚生省社会局保護課長・監査指 導課長通知)</p>	<p>生活保護法施行事務監査実施要綱 (平成12年10月25日付け社保第 2393号厚生省社会・援護局長通知)</p>	<p>生活保護行政を適正に運営するた めの手引き (平成18年3月30日付け社援保発 第0330001号厚生労働省社会・援護 局保護課長通知)</p>
<p>訪 問 調 査</p>	<p>第1-2 調査及び援助方針等 1 訪問調査 要保護者の生活状況等を把握 し、援助方針に反映させることや、 これに基づく自立を助長するため の指導を行うことを目的として、 世帯の状況に応じ、訪問を行うこ と(後略)。 (1)申請時等の訪問 保護の開始又は変更の申請等の あった場合は、<u>申請書等を受理し た日から1週間以内に訪問し、実 地に調査すること。</u></p>	<p>(略)</p>	<p>-</p>	<p>I 申請時から保護の決定に至るま での対応 1 申請相談から保護の決定まで の対応の概略 (2)(前略)さらに、必ず実地調査 を行うとともに、申請以前の生 活状況や保護の申請に至った 理由を把握する。</p>

<p>資産 ・ 収入 調査</p>	<p>第8 収入の認定 収入の認定は次により行うこと。 1 収入に関する申告及び調査 (1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのみは、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。 イ (略) (2) 収入に変更あるときの申告は、(略) (3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これら事項を証明すべき書類があれば、必ずこれを提出させること。 (4) 収入の認定にあたっては、<u>世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて精密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。</u></p>	<p>新規申請の場合 (1) 保護の新規申請における資産の保有状況及び収入状況の調査把握をより確実にするため、申請者等に対し次の措置を講ずること。 ア 資産の保有状況については、土地、建物、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況の種別ごと当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面の提出を求めること。また、保護の実施機関が行う資産の保有状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させること。また、訪問調査等により事実の確かな把握に努めること。 イ 収入状況については、<u>勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求めること。また、保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることとや訪問調査等により事実の確かな把握に努めること。</u> ウ 訪問調査及び提出資料によつてもなお資産の保有状況又は収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じ雇用主等の関係先に照会を行うことにも関係官署と連携を図ることにより、<u>事実の確かな把握に努めること。</u></p>	<p>【着眼点】 2 保護開始時における調査の徹底 (1) 資産等の申請書、資産申告書(不動産、預貯金、生命保険、自動車等)及び収入申告書(稼動収入、年金等)の内容は、<u>審査資料等に基づき十分審査されているか。</u> また、<u>生活圏内の関係先(金融機関、保険会社、年金事務所等)調査等によつて十分に検証・確認されているか。</u> イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書は適切に徴取されているか。 ウ 急迫性がないにも関わらず、<u>保護開始決定後に調査していること</u>はないか。 エ 保護申請前に転居してきた者については、<u>前居住地の関係先照会等</u>は行われているか。 オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、<u>文書</u>により本人に周知されているか。</p>	<p>I 申請相談から保護の決定に至るまでの対応 1 申請相談から保護の決定までの対応の概略 (1) (略) (2) (前略) 保護の受給要件(生活保護法(以下「法」という。))第4条を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から必要な書類を、<u>要保護者から必要とするにも、資産、収入等が不明な時には、保護の決定又は実施のために必要がある場合に要保護者の資産及び収入の状況について保護の実施機関又は福祉事務所(以下単に「保護の実施機関」という。))が、公署に対し調査を囑託し、又は関係人に対し報告を求めること</u>ができる旨規定した法第29条に基づく調査(以下「法第29条に基づく関係先調査」という。))を、<u>能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、法第28条に基づく検診命令を実施し、要件の確認の審査を徹底する。</u>さらに、(以下略) 3 収入申告等の徴取 (1) 収入申告は、原則として文書により行わせる必要がある。収入申告書には収入の種類、金額等を正確に記載させるとともに、その内容を挙証する給与明細書等の添付が必要である。また、収入申告書様式の中に挙証資料の添付、虚偽申告の禁止及び指定期日までの提出義務等を注記しておく、被保護者にあらかじめ周知しておくことにも留意する。 (2)、(3) (略) (4) 資産申告書は、<u>保護開始時に資産の保有状況を正確に記載させるとともに、その内容を挙証する関係書類の添付が必要である。</u>特に(以下略)</p>
-------------------------------	---	--	--	--

扶養調査	<p>第5 扶養義務の取扱い 要保護者に扶養義務者があつた場合、扶養義務者に扶養及びその他の支援助を求めよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できるときは、その扶養義務のあるときは、その扶養を優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによつて解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。</p>	<p>第5 扶養義務の取扱い 1 扶養義務者の存否の確認について (1) 保護の申請があつたときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものと、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。 ア 絶対的扶養義務者 イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの (7) 現に当該要保護者又は扶養している者 (4) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者 2 扶養能力の調査について (1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等について要保護者その他より聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、(後略) (2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力対象者」という。)については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。(以下略)</p>	<p>【着眼点】 2 保護開始時における調査の徹底 (4) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。 イ 居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。 ウ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性は調査されているか。 エ また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。 オ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。 カ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときに、再照会は行われているか。回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会が行われているか。 キ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。 ク 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。 キ (扶養能力等の変更)</p>	<p>1 申請相談から保護の決定に至るまでの対応 1 申請相談から保護の決定までの対応の概略 (3) (前略) 資産、能力及び他方他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。</p>
------	---	---	--	---

稼働能力調査	第4 稼働能力の活用 要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させると。	第4 稼働能力の活用 1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を適用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。 また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的な検討を行うこと。 2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。 3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に就職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。 4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。		【着眼点】 2 保護開始時における調査の徹底 (3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 病状及び稼働能力の活用状況が確に把握されているか。また、必要に応じて検診命令等は活用されているか。	I 申請相談から保護の決定に至るまでの事務の概略 1 申請相談から保護の決定までの対応の概略 (2) (前略) 能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、法第28条に基づき検診命令を実施し、要件の確認審査を徹底する。(後略) (3) (前略) 資産、能力及び他方他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。

【職や住まいを失った方々への支援の徹底について（平成21年3月18日付け社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）】

2 保護の申請から保護の適用までの対応
(3) 適切な審査の実施
生活保護の決定に当たっては、急迫の場合を除き、通常の手順に従って必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理に努める必要がある。
特に、稼働能力の活用の判断に当たっては、保護の実施要領の規定に従い、①稼働能力があるか否か、②その稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとなる。
したがって、単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではないが、一方で、実際に稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠くことになる。このため、本人の生活歴・職歴等を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行われない。

<p>保護の要否決定</p>	<p>第10 保護の決定 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯と第8条によって認定した最低生活費と第8条によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1条に衣食等の生活費に、第2条に住宅費に、第3条に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、それを定めること。</p>	<p>第10 保護の決定 1 年齢改定 (略) 2 保護の要否及び程度の決定 (略) 3 保護の開始時期 保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護の状態にあると判定された日の申請の受理した日、また市長が申請書を受理した日、またまた管轄の申請の受理した日、またまた管轄の申請の受理した日、またまた管轄の申請の受理した日として取り扱うこと。</p>	<p>1 新規申請の場合 (2) (1)のイ、イによる書面及び(1)のイによる記入内容並びにこれらに関する資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に関して、保護の決定（変更の実施に当たっては、生活保護法（以下「法」という。）第4条、第8条及び第9条の趣旨に照らし、保護の申請者の現在の要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなればならないとされていること）から、資産の保有状況又は収入状況の調査につき保護の申請者の協力が得られない場合、適切な保護の決定を行うことが困難となる。従って、このような場合には、保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること。</p>	<p>【主眼事項】 1 保護の適正実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底 【着眼点】 1 面接相談時等における適切な対応と事務処理 (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。 【主眼事項】 (3) 適正な保護の決定事務の確保 【着眼点】 1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がなくとも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることではないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p>	<p>I 申請相談から保護の決定に至るまでの事務の概略 1 申請相談から保護の決定までの対応の概略 (3) 保護の要否判定、保護の決定にあたっては、要保護者の調査指導を徹底し、未処理のないよう留意することともに、ケースカンファレンスを適宜活用し、処遇方針等を明確にする。特に、処遇困難ケースについては、その後のケース処理については、重大な影響を及ぼすこととなるので、自立阻害要因を的確に把握し、ケースカンファレンス等により検討を行う等により組織として当該被保護者の状況に応じた処遇方針を樹立するよう徹底する。 また、資産、能力及び他方他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に切迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。）にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。保護の要否判定の結果、資産、能力等を活用してもなお、最低生活費の需要が満たされない場合、保護を開始することとなる。</p>
----------------	---	--	--	--	---

【職や住まいを失った方々への支援の徹底について（平成21年3月18日付け社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）】

- 2 保護の申請から保護の適用までの対応
 - (2) 住居の確保等についての情報提供及び関係機関との連携(略)
 - (3) 適切な審査の実施
 - (4) 保護の開始決定に当たっての留意点
 - ア 保護の開始決定に当たっては、特に次の点に留意されたい。
 - イ 保護の開始決定は、申請者の住居が確保されたとき（アパート等に入居したとき、又は入居できるときが確実となったとき）以降、又は施設等に入所したとき以降に行うこと。なお、住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下することはできないものであること。
 - イ 保護の開始日は、申請日以降であって、要保護状態にあると判定された日とする。したがって、申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合を除き、通常、その申請日が保護の開始日となることに留意すること。その際、生活扶助費については第1類及び第2類の表に掲げる額並びに加算額等を合算した額を計上すること。

【失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について（平成21年12月25日付け社援保発第1225第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）】

- 1 速やかな保護決定
 - 失業等により生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要がある。そのため、臨時特例つなぎ資金貸付制度等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

(注) 1 各通知を当省が披料したものである。
 2 下線は当省が付した。

表3-1(2)-③ 申請件数の推移

単位：件

区分	年度	平成20	21	22	23	24	合計
調査対象 福祉事務 所の値	申請件数(A)	40,373	55,923	54,736	48,713	47,422	247,167
	却下等(B)	3,463	4,756	4,735	4,492	4,739	22,185
	B/A(%)	8.6	8.5	8.7	9.2	10.0	9.0
全国値	申請件数	197,505	282,804	299,781	271,307	271,307 (注2)	1,322,704

(注) 1 「全国値」については厚生労働省提出資料、「調査対象福祉事務所の値」については調査対象102福祉事務所の提出資料、に基づき当省で作成した。

2 平成24年度の全国値については、26年7月現在、厚生労働省において未集計であるため、23年度のデータを仮置している。

3 年度については、保護開始日を基準としている。

4 「却下等」は、福祉事務所が保護申請を却下した件数に、申請の取下げがあったものも含む。

表 3 - (2) - ④ 申請時の手持ち金の額等

金 額	件 数	全体 (470 件) に占める割合
1 万円未満	2 6 7 件	5 6 . 8 %
1 万円以上 5 万円未満	1 2 8 件	2 7 . 2 %
5 万円以上	7 5 件	1 6 . 0 %
合 計	4 7 0 件	1 0 0 . 0 %
平均の手持ち金額		2 5 , 8 0 3 円

- (注) 1 当省が調査対象 102 福祉事務所から任意に抽出した 470 件について作成した。
 2 手持ち金は、福祉事務所が保護の要否等を決定する際に、申請時の所持金（預貯金等を含む。）として把握していた額である。

表 3 - (2) - ⑤ 保護開始時からの不正受給件数

単位：件

年 度	平成 2 2	2 3	2 4	合 計
不正受給件数 (A)	4 , 0 9 0	5 , 5 5 2	6 , 6 9 3	1 6 , 3 3 5
うち保護開始時からのもの (B)	4 6 7	5 8 5	6 0 6	1 , 6 5 8
割合 (B / A)	1 1 . 4 %	1 0 . 5 %	9 . 1 %	1 0 . 1 %

- (注) 1 監査実施結果報告書に基づき当省で作成した。
 2 平成 24 年度は調査対象 102 事務所分のデータ、23 年度は、そのうちデータの把握できた 101 事務所分、22 年度は同様に 99 事務所分について作成した。
 3 保護開始から不正受給が始まるまでの期間が不明なものを除く。

表 3 - (2) - ⑥ 各種調査の実施状況

単位：件

区 分		申請処理期間			計
		14 日以下	15～30 日	31 日以上	
抽出申請数		5 6	1, 2 8 9	5 0 4	1, 8 4 9
資産収入 (預貯金)	調査実施件数	4 6	1, 1 7 9	4 3 7	1, 6 6 2
	照会から回答まで 14 日を超えているもの	3 6 (78.3%)	9 8 4 (83.5%)	3 6 1 (82.6%)	1, 3 8 1 (83.1%)
	照会が決定後 (注 2)	9 (19.6%)	3 9 (3.3%)	2 3 (5.3%)	7 1 (4.3%)
	回答が決定後 (注 3)	3 9 (84.8%)	7 7 7 (65.9%)	2 1 4 (49.0%)	1, 0 3 0 (62.0%)
資産収入 (生命保険)	調査実施件数	3 9	1, 1 4 7	4 3 1	1, 6 1 7
	照会から回答まで 14 日を超えているもの	3 0 (76.9%)	1, 0 0 6 (87.7%)	3 5 4 (82.1%)	1, 3 9 0 (86.0%)
	照会が決定後 (注 2)	6 (15.4%)	3 6 (3.1%)	2 4 (5.6%)	6 6 (4.1%)
	回答が決定後 (注 3)	3 3 (84.6%)	9 3 7 (81.7%)	2 8 5 (66.1%)	1, 2 5 5 (77.6%)
扶養調査	調査実施件数	3 4	8 7 9	3 4 6	1, 2 5 9
	照会から回答まで 14 日を超えているもの	5 (14.7%)	1 6 7 (19.0%)	8 2 (23.7%)	2 5 4 (20.2%)
	照会が決定後 (注 2)	1 1 (32.4%)	1 7 8 (20.3%)	3 9 (11.3%)	2 2 8 (18.1%)
	回答が決定後 (注 3)	2 2 (64.7%)	3 5 8 (40.7%)	9 4 (27.2%)	4 7 4 (37.6%)

- (注) 1 本表は、調査対象 102 福祉事務所が平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に処理した申請から任意に抽出した 1,849 件の調査結果である。
- 2 「照会が決定後」の件数とは、調査した 1,849 件の申請のうち、当該区分の開始時調査（保護の可否等決定のため必要な調査）のうち、区分ごとに最後に実施された照会が、保護の可否等決定後となっているものの申請件数である。
- 3 「回答が決定後」の件数とは、調査した 1,849 件の申請のうち、当該区分の開始時調査（保護の可否等決定のため必要な調査）のうち、区分ごとに最後に受理した回答が、保護の可否等決定後となっているものの申請件数である。

表 3 - (2) - ⑦ 福祉事務所の申請処理の考え方、対処方策等

単位：事務所

区 分	事務所数	主 な 例
<p>i) 迅速な保護を重視して、申請者側の事情がない限り、調査が終了しなくても法定期限内に把握した情報で処理するなどとしている事務所</p>	<p>19 (18.6%)</p>	<p>○ 申請の際には多くの調査を必要とするため、14日までに把握している情報で要否決定している。後日、調査結果が出た時点で再度要否を検討し、必要に応じ戻入している。</p> <p>○ 本来であれば法定期限内に決定を行うものであり、金融機関等からの回答が遅延している場合等であっても、保護の要否の決定については法定期限を遵守するように努めている。</p> <p>○ 保護の開始申請があったときは、原則、申請のあった日から14日以内に、保護の要否等を決定している。ただし、申請者の事情で14日以内に訪問調査が未実施の場合など特別の理由がある場合は、30日まで決定を保留する場合がある。</p> <p>決定後、生活保護法第29条の規定に基づく調査等の結果により却下等に該当する案件があれば、決定を取り消すなどの措置を講じている。</p>
<p>ii) 法定期限内に処理するか延長するかケース・バイ・ケースであるとする事務所</p>	<p>53 (52.0%)</p>	<p>○ 申請があった日から14日以内に調査を完了するように業務を進めるが、扶養調査のように保護の決定に影響を与えない調査であれば保護の決定後に行う場合もある。</p> <p>なお、保護の決定に影響を与えるような調査で、例えば文書回答が遅れており、他の方法では確認できないような場合は、保護決定の通知の期限を、申請があった日から30日以内に延長している。</p> <p>○ 申請に対する決定は、なるべく14日以内に通知、遅くとも30日以内に通知することとしている。一方、ほとんどの案件に</p>

区 分	事務所数	主 な 例
		<p>において各種調査の終了までに 31 日以上要している実態がある。このため、申請者の状況や調査の進行を踏まえ、全ての調査が終了していなくとも、現業員の判断で、それまでの調査結果をもって、14 日以内又は 30 日以内に要否判定・通知を行うこととし、後日、調査結果が出た時点で必要に応じ保護措置変更（要否判定を含む。）を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 14 日以内に保護の要否等の決定を行うように努めているが、申請の際には多くの調査を必要とするため、14 日以内では調査が完了していないことも多い。14 日を超える場合、ある程度決定の判断材料が整った段階でケース診断会議にて開始の可否を決定しているが、開始決定後、新たに資産等が判明したときは、その都度収入認定等の処理を行う。 ○ 申請者がそれほど困窮していない場合で、かつ要否判定に必要な調査が終わらないために 14 日以内に決定ができない場合には、30 日まで延ばしている。ただし、全ての調査が終わらなかったとしても 30 日以内には決定を出すようにしており、その場合には、把握できた内容や主訴を基に要否判定する。 ○ 14 日以内に処理することを前提に計画を立てているが、14 日以内に調査が終わらない場合は 30 日以内に処理するようにし、30 日以内に調査が終了しないと見込まれる場合は、同日までに把握している情報で要否を決定する。後日、調査結果が出た時点で再度要否を検討している。
iii) 申請処理には多くの調査を必要とするため、申請処理期	26 (25.5%)	○ 関係機関等調査に時間を要するため、法定の 2 週間以内での処理は困難であり、基

区 分	事務所数	主 な 例
間を原則30日まで延長するなどとしている事務所		<p>本的に30日以内に処理している。疑義がある場合は、調査の結果を待って決定せざるを得ない。</p> <p>○ 申請から決定については、戸籍調査・扶養調査を始め、多くの調査を必要とする一方で、個人情報保護の厳格化などにより、生活保護法で定められた14日以内に処理することは事実上困難となっている。そのため、基本的に30日以内に処理するよう計画を立てており、特に保護費に直接的な影響のある資産調査などについてはそれに間に合わせるよう努力している。扶養調査については、決定までに完遂できないことが多いが、なるべく早い時期に完了するようにしている。</p>
iv) その他	4 (4.0%)	<p>○ 毎週水曜日にケース診断会議を開催することとしており、各種調査がほぼ終了した段階で同会議において組織的に検討している。</p> <p>○ 生活保護法第29条の規定に基づく調査の回答がある程度出そろうまではケース診断会議において要否判断を行うことはできず、少なくとも半数程度の回答を待っている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は調査対象102事務所に対する割合である。

表3-2-⑧ 申請を受け付けてから保護の可否等を決定するまでの間の各種調査に消極的な方針の例

資産収入調査	<p>大都市部の実態に即し、個々の金融機関への調査に代えて生活に使用している通帳により生活実態や出入金の状況の確認を行った上で、必要があれば金融機関調査を行うよう管内実施機関に対して指導助言を行っている。</p>
稼働能力調査	<p>稼働能力の活用が不十分として申請却下した案件において、「当該生活困窮者が、その具体的な稼働能力を前提として、それを活用する意思を有しているときは、当該生活困窮者の具体的な環境の下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができない限り、なお当該生活困窮者はその利用し得る能力を、その最低限度の生活の維持のために活用しているものであって、稼働能力の活用要件を充足することができると解する」などとして、敗訴したことがある。その経験を踏まえ、現に生活に困窮していれば稼働能力があっても保護を開始すべきと考えているため、申請受付してから保護の可否等決定するまでは稼働能力の活用の有無を判断していない。</p> <p>稼働能力調査は、保護が開始してから就労指導等を行うために実施している。</p>
扶養調査	<p>扶養援助については、要保護世帯への収入資産調査と異なり、保護受給するに当たっての前提要件ではない。保護が開始された後に、被保護世帯の理解を得ながら実際に扶養の期待可能性がある親族への扶養調査を検討することとしても、扶養についての要件確認は十分可能である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (2) - ⑨ 開始時資産、収入調査の実施状況

単位：件

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2			2 3			2 4		
合 計	1 0 2	申請件数 (A)	54,736			48,713			47,422		
		調査先延件数 (B)	1,342,053			1,145,672			1,100,021		
		調査世帯数 (実数) (C)	44,241			40,516			39,184		
		調査実施率 (C/A)	80.8%			83.2%			82.6%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	30			28			28		
		収入認定等	4,937			3,808			3,392		
北 海 道	6	申請件数 (A)	4,226			3,939			3,913		
		調査先延件数 (B)	175,173			151,287			157,776		
		調査世帯数 (実数) (C)	4,236			3,729			3,529		
		調査実施率 (C/A)	100.2%			94.7%			90.2%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	41			41			45		
		収入認定等	398			213			188		
青 森	3	申請件数 (A)	1,473			1,434			1,379		
		調査先延件数 (B)	50,526			46,828			35,984		
		調査世帯数 (実数) (C)	1,473			1,434			1,379		
		調査実施率 (C/A)	100.0%			100.0%			100.0%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	34			33			26		
		収入認定等	304			261			262		
宮 城	6	申請件数 (A)	2,387			1,775			1,851		
		調査先延件数 (B)	52,871			42,523			37,719		
		調査世帯数 (実数) (C)	2,285			1,766			1,651		
		調査実施率 (C/A)	95.7%			99.5%			89.2%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	23			24			23		
		収入認定等	92			134			85		
東 京 都	7	申請件数 (A)	9,857			8,572			8,106		
		調査先延件数 (B)	71,922			71,867			60,730		
		調査世帯数 (実数) (C)	3,788			4,162			4,327		
		調査実施率 (C/A)	38.4%			48.6%			53.4%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	19			17			14		
		収入認定等	170			195			239		

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2	2 3	2 4
埼玉県	6	申請件数 (A)	2,826	2,505	2,473
		調査先延件数 (B)	78,058	75,134	65,688
		調査世帯数 (実数) (C)	2,755	2,434	2,339
		調査実施率 (C/A)	97.5%	97.2%	94.6%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	28	31	28
		収入認定等	279	272	294
富山県	3	申請件数 (A)	490	358	403
		調査先延件数 (B)	16,464	10,946	12,098
		調査世帯数 (実数) (C)	490	357	395
		調査実施率 (C/A)	100.0%	99.7%	98.0%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	34	31	31
		収入認定等	20	19	16
福井県	3	申請件数 (A)	384	376	452
		調査先延件数 (B)	10,420	12,496	14,543
		調査世帯数 (実数) (C)	383	376	449
		調査実施率 (C/A)	99.7%	100.0%	99.3%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	27	33	32
		収入認定等	164	42	67
愛知県	6	申請件数 (A)	3,904	3,152	2,977
		調査先延件数 (B)	57,257	47,396	44,352
		調査世帯数 (実数) (C)	2,236	1,971	1,772
		調査実施率 (C/A)	57.3%	62.5%	59.5%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	26	24	25
		収入認定等	82	42	46
岐阜県	3	申請件数 (A)	1,409	1,248	992
		調査先延件数 (B)	62,797	56,040	44,672
		調査世帯数 (実数) (C)	1,408	1,213	938
		調査実施率 (C/A)	99.9%	97.2%	94.6%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	45	46	48
		収入認定等	291	256	226

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2	2 3	2 4
静岡県	6	申請件数 (A)	1,535	1,326	1,300
		調査先延件数 (B)	44,643	35,150	35,887
		調査世帯数 (実数) (C)	1,535	1,291	1,282
		調査実施率 (C/A)	100.0%	97.4%	98.6%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	29	27	28
		収入認定等	250	261	259
大阪府	6	申請件数 (A)	8,319	7,634	6,633
		調査先延件数 (B)	278,147	171,586	153,326
		調査世帯数 (実数) (C)	8,290	7,252	6,262
		調査実施率 (C/A)	99.7%	95.0%	94.4%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	34	24	24
		収入認定等	93	105	41
京都府	5	申請件数 (A)	1,797	1,655	1,771
		調査先延件数 (B)	34,341	30,413	37,265
		調査世帯数 (実数) (C)	1,471	1,300	1,572
		調査実施率 (C/A)	81.9%	78.5%	88.8%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	23	23	24
		収入認定等	136	104	105
滋賀県	3	申請件数 (A)	681	621	718
		調査先延件数 (B)	18,099	19,963	21,999
		調査世帯数 (実数) (C)	765	621	696
		調査実施率 (C/A)	112.3%	100.0%	96.9%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	24	32	32
		収入認定等	101	59	52
岡山県	4	申請件数 (A)	1,530	1,341	1,245
		調査先延件数 (B)	54,897	45,226	45,272
		調査世帯数 (実数) (C)	1,463	1,328	1,066
		調査実施率 (C/A)	95.6%	99.0%	85.6%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	38	34	42
		収入認定等	438	179	151
広島県	6	申請件数 (A)	3,233	2,935	2,600
		調査先延件数 (B)	62,261	69,827	51,531
		調査世帯数 (実数) (C)	2,293	2,753	1,955
		調査実施率 (C/A)	70.9%	93.8%	75.2%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	27	25	26
		収入認定等	312	448	265

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2	2 3	2 4
徳島県	4	申請件数 (A)	1,155	1,147	1,006
		調査先延件数 (B)	37,782	34,223	32,565
		調査世帯数 (実数) (C)	1,137	1,144	1,006
		調査実施率 (C/A)	98.4%	99.7%	100.0%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	33	30	32
		収入認定等	246	217	170
香川県	5	申請件数 (A)	1,206	1,024	1,071
		調査先延件数 (B)	48,595	40,779	47,289
		調査世帯数 (実数) (C)	1,204	1,017	1,069
		調査実施率 (C/A)	99.8%	99.3%	99.8%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	40	40	44
		収入認定等	184	166	172
高知県	3	申請件数 (A)	1,812	1,639	1,491
		調査先延件数 (B) (注5)	14,745	13,386	16,056
		調査世帯数 (実数) (C) (注5)	657	412	565
		調査実施率 (C/A) (注5)	—	—	—
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	22	32	28
		収入認定等	137	121	130
福岡県	6	申請件数 (A)	3,210	2,720	2,378
		調査先延件数 (B)	84,781	74,292	63,157
		調査世帯数 (実数) (C)	3,140	2,657	2,317
		調査実施率 (C/A)	97.8%	97.7%	97.4%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	27	28	27
		収入認定等	540	352	203
佐賀県	3	申請件数 (A)	645	619	639
		調査先延件数 (B)	21,496	19,237	19,958
		調査世帯数 (実数) (C)	626	606	625
		調査実施率 (C/A)	97.1%	97.9%	97.8%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	34	32	32
		収入認定等	411	54	74
熊本県	4 (注6)	申請件数 (A)	347	330	1,576
		調査先延件数 (B)	7,229	7,369	44,100
		調査世帯数 (実数) (C)	330	330	1,573
		調査実施率 (C/A)	95.1%	100.0%	99.8%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	22	22	28
		収入認定等	58	86	167

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2	2 3	2 4
		沖縄県	4	申請件数 (A)	2,310
調査先延件数 (B)	59,549			69,704	58,054
調査世帯数 (実数) (C)	2,276			2,363	2,417
調査実施率 (C/A)	98.5%			100.0%	98.7%
一世帯当たり調査件数 (B/C)	26			29	24
収入認定等	231			222	180

- (注) 1 調査対象機関（都道府県等又は福祉事務所）提出資料に基づき当省で作成した。
- 2 「調査先延件数」とは、銀行、生命保険会社、年金事務所、雇用先、その他関係先に対して資産、収入調査を実施した件数をいう。また、「調査世帯数（実数）」とは、調査が実施された申請世帯数をいう。
- 3 「収入認定等」とは、資産、収入調査の結果が主たる要因となって、保護開始の際に収入認定が行われたものや申請が却下されたもののほか、申請者が取り下げたものも含まれる。
- 4 一部の福祉事務所では、「調査世帯数」等に職権保護による開始案件に係る調査の実績を含んでいる等により、調査実施率が100%を超える場合がある。
- 5 高知県内の福祉事務所については、「調査世帯数」等は、当該年度内の3か月分のデータのみ把握している。調査対象とした3福祉事務所は、受け付けた申請に対して必ず資産、収入調査を実施していると説明していること、仮に3ヶ月分の調査実績を4倍すると、年間申請件数との対比は100%上回っていることから、調査実施率は約100%と推計できる。
- 6 調査対象福祉事務所は4事務所であるが、そのうち平成24年度に設置された福祉事務所が2事務所含まれることから、平成22年度、同23年度のデータは2事務所分になっている。
- そのため、「合計」欄の調査対象福祉事務所数も102となっているが、平成22年度、同23年度のデータは100事務所分となっている。

表 3 - (2) - ⑩ 申請処理の実施状況

単位：件、%

年 度	平成 2 2	2 3	2 4	合 計
申請件数 (A)	4 6, 1 2 8	3 6, 2 6 0	4 4, 0 0 7	1 2 6, 3 9 5
うち処理期間 14 日超 (B)	1 5, 2 0 0	1 3, 7 7 2	1 6, 4 6 3	4 5, 4 3 5
14 日を超える 割合 (B/A) %	3 3. 0	3 8. 0	3 7. 4	3 5. 9
うち処理期間 30 日超 (C)	8 3 4	7 1 9	7 5 6	2, 3 0 9
30 日を超える 割合 (C/A) %	1. 8	2. 0	1. 7	1. 8
(参考) 102 事務所の申請件 数合計 (処理期間が 把握できなかったも のも含む。)	5 4, 7 3 6	4 8, 7 1 3	4 7, 4 2 2	1 5 0, 8 7 1

(注) 1 申請書受理簿等の福祉事務所提出資料に基づき当省で作成した。

なお、本表は調査対象 102 福祉事務所のうち、処理期間データが把握できた次の福祉事務所について作成している。

平成 22 年度：85 事務所、23 年度：87 事務所、24 年度：97 事務所

2 処理期間とは、生活保護法第 24 条第 1 項 (現第 3 項) (表 3 - (2) - ⑩参照) の申請があった日から同条第 3 項 (現第 5 項) の通知に至る日までの期間をいい、初日は不算入である。

表 3 - (2) - ⑪ 申請処理遅延の具体例等

資産、収入調査が遅延したもの	46 事務所	146 件
<p>(例 1)</p> <p>申請者の所有する田畑等の活用状況について調査を進めていたが、申請者は詳細を把握しておらず、その長男、次男に対して確認をする必要があったなどにより、資産、収入調査に日数を要した。</p> <p>(例 2)</p> <p>預貯金の確認のために通帳を見せるように指示していたが、紛失したとのことで提出がなかった。そのため、銀行へ預貯金残高等を照会した結果の回付があるのを待っていた。</p> <p>(例 3)</p> <p>申請者から、長男及び次男を被保険者とする学資保険があるとの申告があったため、回答を待っていたが、申請から長期間経過したため一端開始した。</p>		
稼働能力調査が長期化したもの	8 事務所	22 件
<p>(例 1)</p> <p>申請者は過去 3 回就労指導違反で、廃止になっていたため、その経緯や車を所有していたことから、申請者の就労意欲や車の処分状況を慎重に調査していた。</p> <p>(例 2)</p> <p>脳梗塞のため家業が行えず保護申請したが、軽作業は可能であり、就労の意思も認められたことから、求職活動をするよう求め、その状況の報告を受けていた。</p>		
扶養調査が遅延したもの	19 事務所	37 件
<p>(例 1)</p> <p>申請者は、以前姉から援助を受けていたため、姉との関係の確認に時間を要した。姉からは扶養が見込まれない状況が確認できたため保護を開始した。</p> <p>(例 2)</p> <p>申請者には別居中の妻がいて、妻に対して文書で扶養調査を行っていたが回答がないため、実地調査を行うなどして時間を要した。</p>		

(注) 調査対象福祉事務所が平成 20 年度から 24 年度までに処理した申請のうち、延長期限の 30 日を超えて処理されていた事案 504 件から抽出して作成した。

表 3 - (2) - ⑫ 法定期限を延長した理由が明示されていない事案

単位：件

申請処理期間	抽出数 (A)	延長理由明示なし (B)	割合 (B/A)
15 ～ 30 日	1, 289	113	8.8%
31 日 以 上	504	53	10.5%
合 計	1, 793	166	9.3%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「延長理由明示なし」には、申請があつてから要否等決定通知を行うまでの期間が法定期限を超えているにもかかわらず、それを延長した理由が保護の要否等決定通知書に未記載のものを計上した。